

岡山米子道に関する道路交通渋滞対策 鳥取県・岡山県合同部会

議事次第

日時：平成28年8月31日（水）13：30～

場所：国土交通省 岡山国道事務所 3階 会議室

1. 開会

2. 議事

1) 部会規約について

2) 岡山米子道における試行箇所を選定について

3. 閉会

配布資料

会議次第

配席図・出席者名簿

(資料-1) 岡山米子道に関する道路交通渋滞対策鳥取県・岡山県
合同部会規約（案）

(資料-2) 岡山自動車道（賀陽IC～北房JCT）米子自動車道（蒜山IC～米子IC）
付加車線の試行設置箇所の検討資料

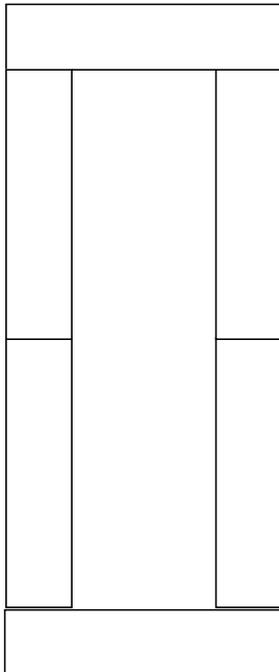
(参考資料-1) 鳥取県幹線道路協議会規約

(参考資料-2) 岡山県幹線道路協議会規約

岡山米子道に関する道路交通渋滞対策鳥取県・岡山県合同部会 配席図

岡山国道事務所長

倉吉河川国道事務所長



岡山県 土木部
道路建設課長



鳥取県 県土整備部
道路企画課長



岡山県警察本部
交通規制課長



鳥取県警察本部
交通規制課長



岡山県警察本部
高速道路交通警察隊長



鳥取県警察本部
高速道路交通警察隊長



中国地方整備局
道路部 道路計画課長



西日本高速道路株式会社
中国支社 企画調整課長



事務局



岡山
国道
計画
事務所
課長

記者席



岡山米子道に関する道路交通渋滞対策鳥取県・岡山県合同部会
出席者名簿

所 属・役 職 名	氏 名	出 欠	代理出席者
国土交通省中国地方整備局 道路部 道路計画課長 倉吉河川国道事務所 事務所長 岡山国道事務所 事務所長 計画課長 計画課 専門官 計画課 企画係長	おかもとまさゆき 岡本雅之 じんぐうしやうじ 神宮祥司 いけだゆうじ 池田裕二 たにぐちゆういちろう 谷口雄一郎 いしかわたくし 石川卓郎 やまはなみち 山花道孝	○ ○ ○ ○ ○ ○	
鳥取県 県土整備部 道路企画課長 県土整備部 道路企画課 土木技師	やまうちまさみ 山内政己 はしむらたけ 端詰将範	○ ○	
岡山県 土木部 道路建設課長 土木部 道路建設課 総括副参事 土木部 道路建設課 主任	なかやまもとたか 中山基隆 しらかべに 岸 仁 よしたか 吉田隆太	○ ○ ○	
鳥取県警察本部 交通規制課長 高速道路交通警察隊長	ひぐちたかし 樋口敬 いづみはる 入江琢治	○ ○	
岡山県警察本部 交通規制課長 高速道路交通警察隊長 交通規制課 課長補佐 高速道路交通警察隊 主任	なかむらみちのり 中村道範 おか秀明 かみしやうしん 川上幸春 みづのちか 水田慎二	○ ○ ○ ○	
西日本高速道路株式会社 中国支社 企画調整課長 中国支社 企画調整課長代理 中国支社 企画調整課 中国支社 企画調整課 津山高速道路事務所 統括課長 米子高速道路事務所 統括課長	かわせけんじ 川瀬憲司 いとうい 伊藤 努 にしやまひら 西山暉平 ふじたゆうと 福田雄斗 くわいしやう 桂 貴浩 ひさもとけんご 久保謙吾	○ ○ ○ ○ ○ ○	

岡山米子道に関する道路交通渋滞対策 鳥取県・岡山県合同部会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「岡山米子道に関する道路交通渋滞対策鳥取県・岡山県合同部会」(以下、部会という)と称する。

(設置)

第2条 部会は、「鳥取県幹線道路協議会」規約第3条の4の規定及び「岡山県幹線道路協議会」規約第3条の4の規定に基づき、設置する。

(目的)

第3条 部会は、岡山米子道における総合的な渋滞対策を推進することを目的とする。

(組織)

第4条 部会は、別表に掲げる委員によって構成するものとする。

(役員)

第5条 部会には会長1名、副会長2名を置く。

2. 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
3. 会長は部会を代表し、会務を総括する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2. 部会長が必要と認めるときは、委員以外のものの出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所 計画課、倉吉河川国道事務所 調査設計第二課に置く。

付 則 この規約は平成28年8月31日から施行する。

岡山米子道に関する道路交通渋滞対策鳥取県・岡山県合同部会
委員名簿

所 属 名	役 職 名	備 考
国土交通省中国地方整備局	道路部 道路計画課長 倉吉河川国道事務所 所長 岡山国道事務所 所長	
鳥取県	県土整備部道路企画課長	
岡山県	土木部道路建設課長	
鳥取県警察本部	交通規制課長 高速道路交通警察隊長	
岡山県警察本部	交通規制課長 高速道路交通警察隊長	
西日本高速道路株式会社	中国支社 企画調整課長	

岡山自動車道(賀陽IC～北房JCT) 米子自動車道(蒜山IC～米子IC) 付加車線の試行設置箇所を検討

平成28年 8月

みち、ひと…未来へ。



高速道路の暫定2車線区間のサービス向上



付加車線設置の検証路線の選定について (H28.6.7 国土交通省公表)

- 高速道路の暫定2車線区間における付加車線設置検証路線として選定された区間。

《検証路線》

- ・東海北陸道(飛騨清見IC~小矢部砺波JCT)
- ・岡山米子道(賀陽IC~北房JCT、蒜山IC~米子IC)
- ・徳島道(徳島IC~川之江東JCT)
- ・松山道(松山IC~大洲IC)

- 利用交通量が一定以上ある路線を対象に、路線内の速度分布をETC2.0データで把握し、速度低下が25%以上となる区間の多い路線を選定

路線名	区間	交通量※ (台/日)	速度低下率が25%より 大きい延長の割合			渋滞※ 回数
			下り	上り	合計	
松山道	松山IC~大洲IC	10,600 ~ 13,800	85%	90%	90%	16回
東海北陸道	飛騨清見IC ~小矢部砺波JCT	7,000 ~ 8,100	35%	60%	45%	7回
徳島道	徳島IC ~川之江東JCT	5,300 ~ 10,100	30%	55%	40%	7回
岡山米子道	賀陽IC~北房JCT 蒜山IC~米子IC	7,600 ~ 9,900	10%	55%	35%	22回

※ H25~H27の3ヶ年平均のデータ



暫定2車線区間の付加車線設置の検証

H28.3.10

社会資本整備審議会(注)で選定基準(案)を議論

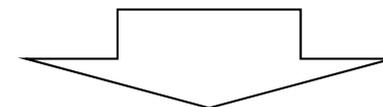
〈選定基準(案)〉

暫定2車線区間における速度が、近傍の4車線区間の平常時の速度に比べ、著しく低下(概ね▲25%)している箇所等を抽出



H28.6.7

付加車線設置の検証路線の選定



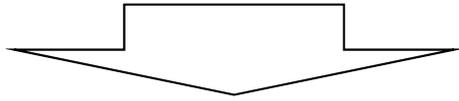
今回

選定基準(案)に基づき、付加車線設置についての検討

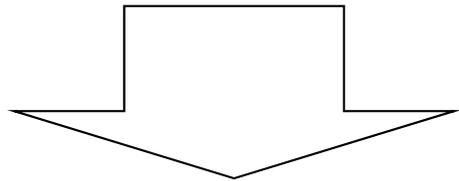
暫定2車線区間の対策必要箇所を選定基準(案)



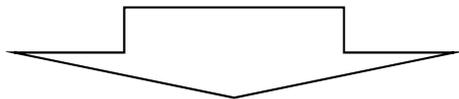
交通状況の確認



一定のサービスレベルの確保のための
対策必要箇所を選定



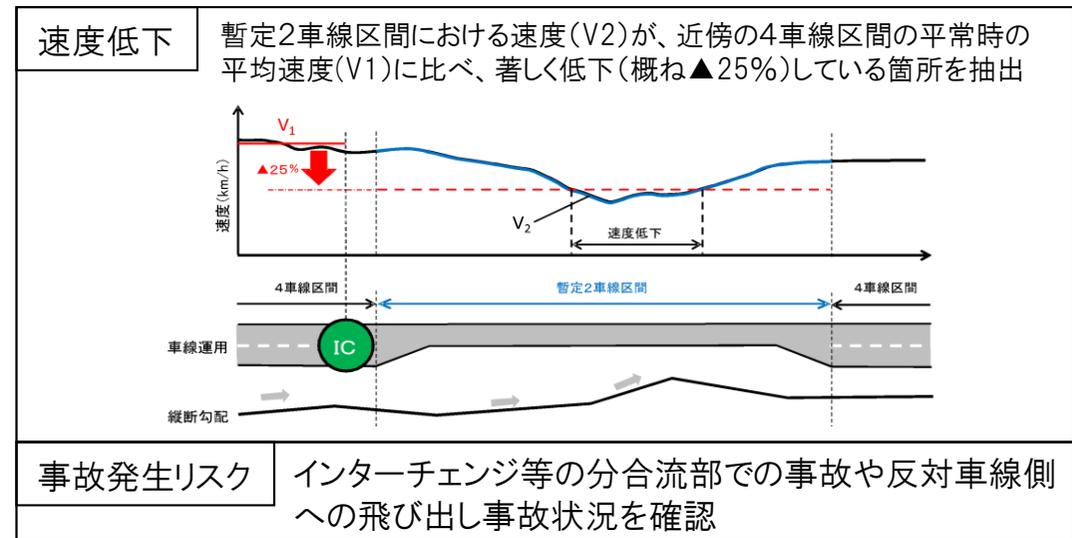
対策必要箇所の強化策(案)の設定



付加車線の設置・追加

○交通量や速度低下、事故発生状況

○これまでの設置基準に加え、速度低下、事故発生リスクを勘案し、
対策必要箇所を選定



○交通流シミュレーションによる確認

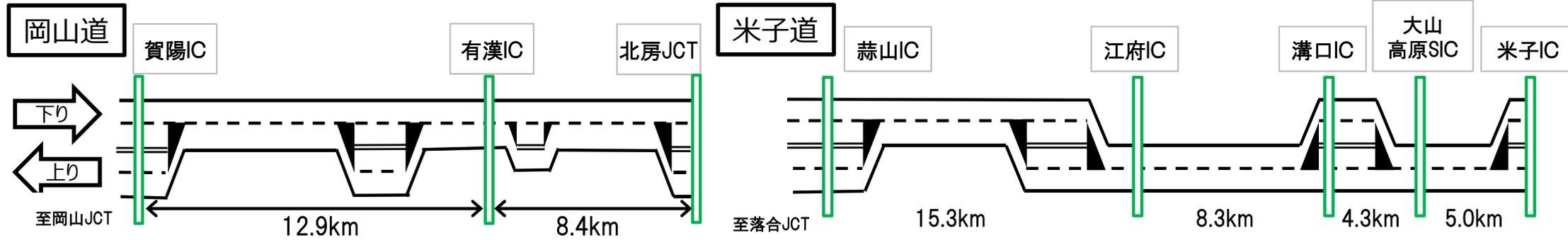
○以下に留意

- ・インターチェンジ等分合流が発生する箇所には、設置が望ましい
- ・事業費の観点から、土工部の設置を検討

○設置・追加した上で効果を確認

対策必要箇所を選定①

○ 交通量や速度低下の状況を、IC間毎に確認



交通量(台/日)	9,901	9,874		8,123	7,965	7,669	7,619
速度△25%延長上り線(km)	7.0	5.2		5.4	1.8	0	1.0
速度△25%割合上り線(%)	66	77		64	22	0	26
死傷事故件数	3	5		4	2	0	0
死傷事故率	6.4	16.2		8.5	8.1	2.8	0

・速度△25%延長・割合：近傍の4車線区間の平常時の速度に比べ、著しく速度低下(▲25%)している箇所の延長または割合

・交通量、死傷事故件数(率)：H25年～H27年の3ヶ年平均

《凡例》

- 各項目の値が最大となる区間
- 各項目の値が2番目に大きい区間
- 各項目の値が3番目に大きい区間

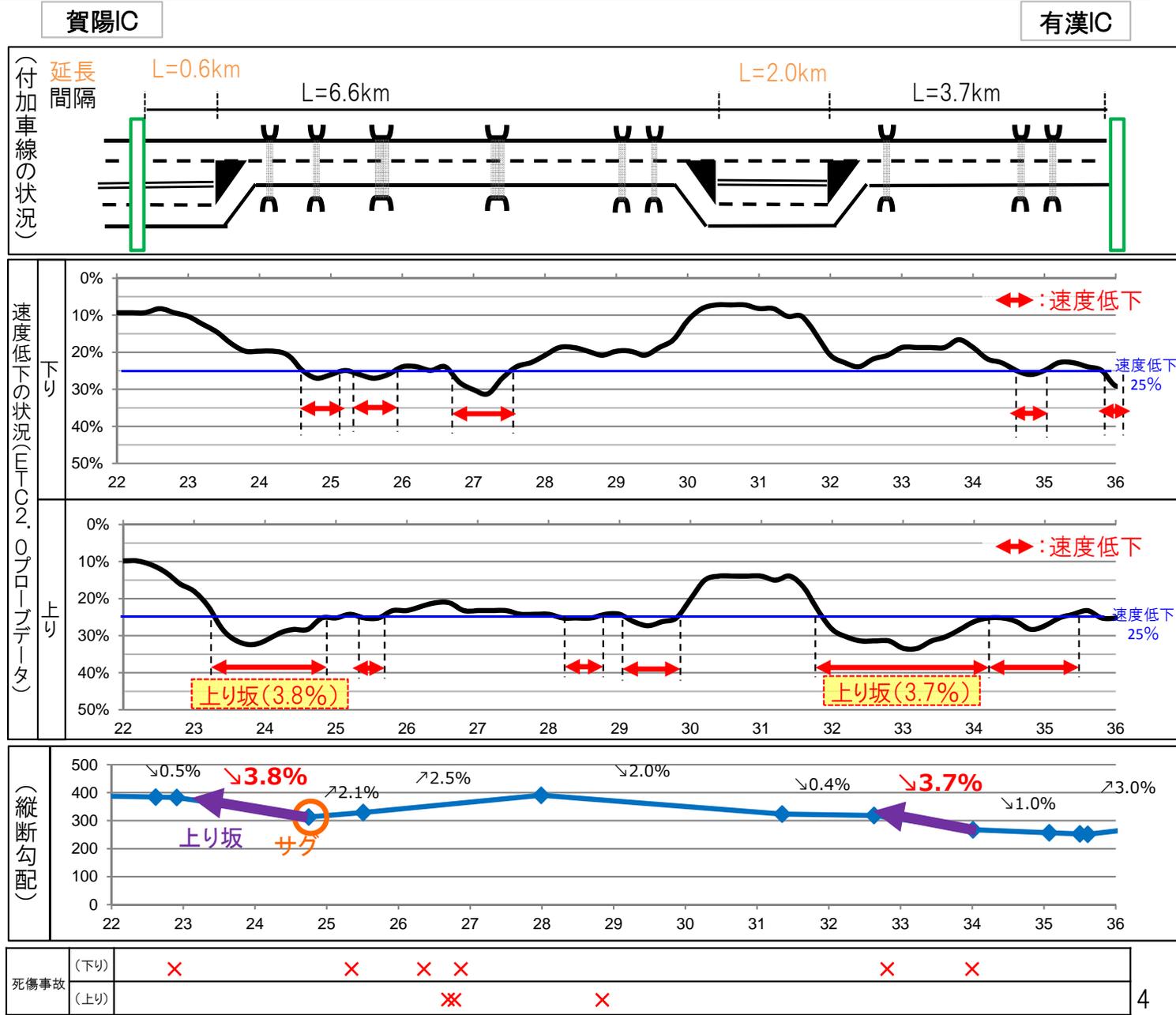
サービスレベルが低下している割合の多い 賀陽IC～有漢IC・有漢IC～北房JCT・蒜山IC～江府ICで、ETC2.0プローブデータによる速度低下状況を分析

対策必要箇所を選定②（岡山道 賀陽IC～有漢IC）

○ ETC2.0プローブデータを用いて、賀陽IC～有漢IC間における速度低下の状況を分析



IC間延長(km)	12.9km
交通量(台/日) 〔3ヶ年平均:H25~H27〕	9,901台/日
渋滞 〔H25~H27〕	7回
死傷事故 〔H25~H27〕	3件



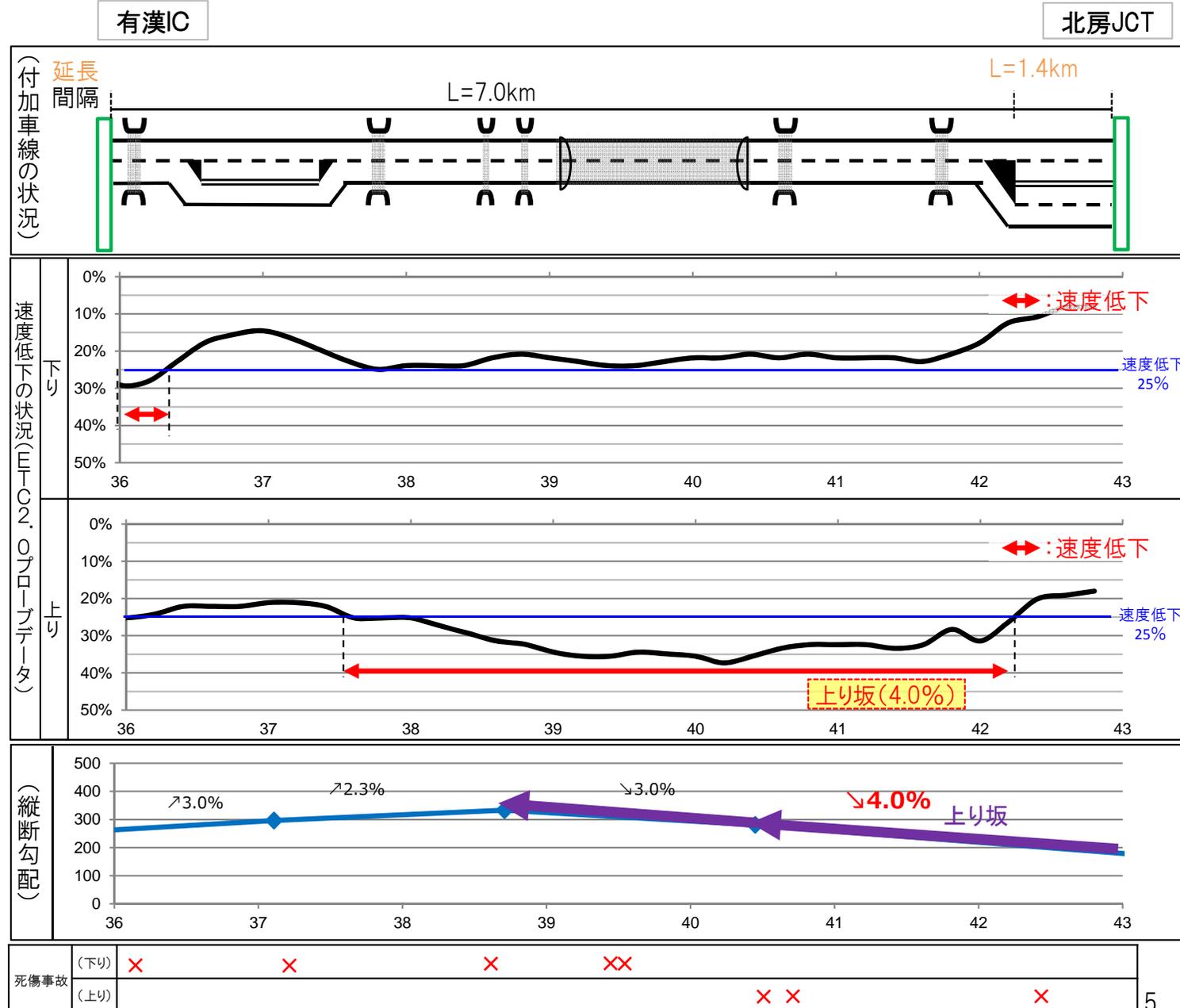
対策必要箇所を選定③（岡山道 有漢IC～北房JCT）



○ ETC2.0プローブデータを用いて、有漢IC～北房JCT間における速度低下の状況を分析



IC間延長(km)	8.4km
交通量(台/日) [3ヶ年平均:H25~H27]	9,874台/日
渋滞 [H25~H27]	5回
死傷事故 [H25~H27]	5件



対策必要箇所を選定④（米子道 蒜山IC～江府IC）

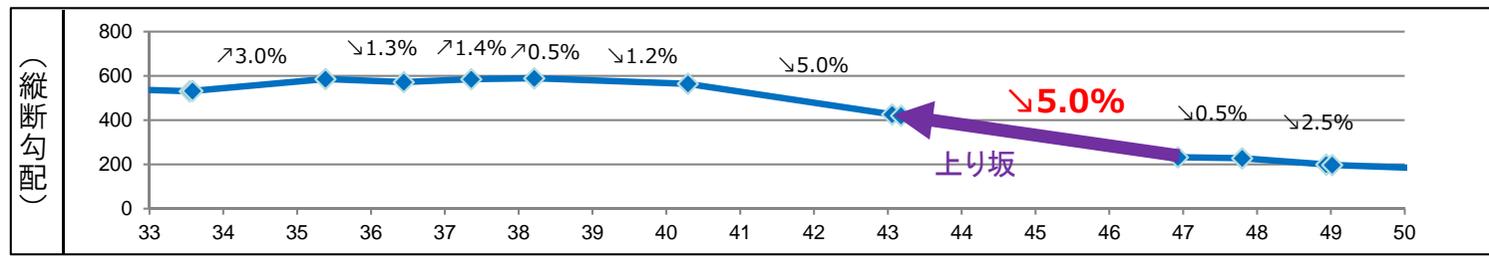
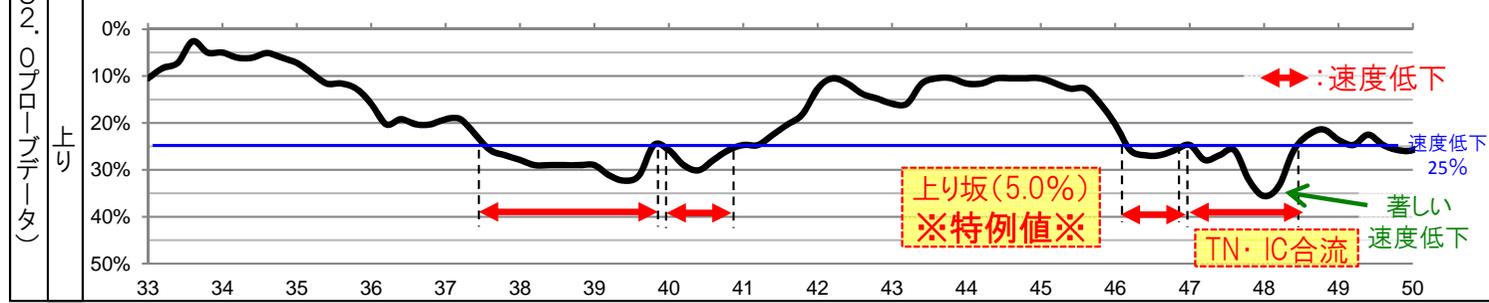
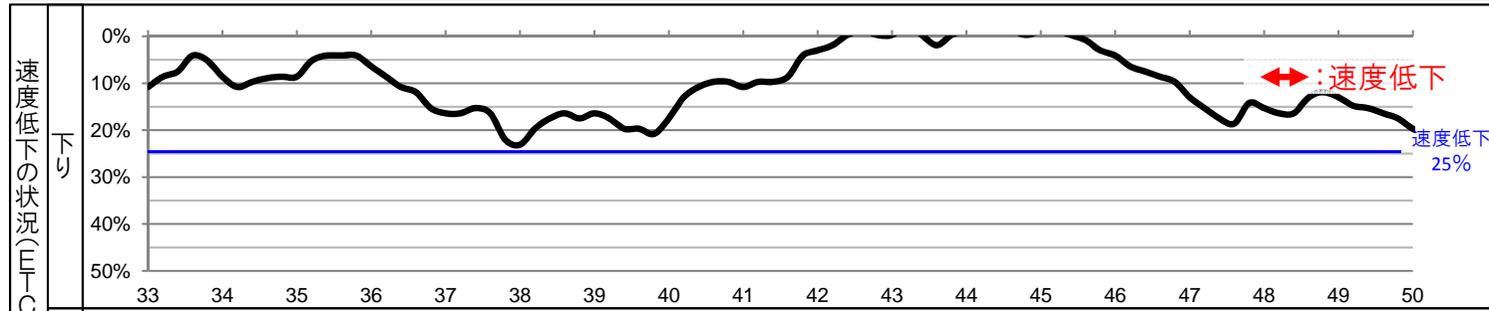
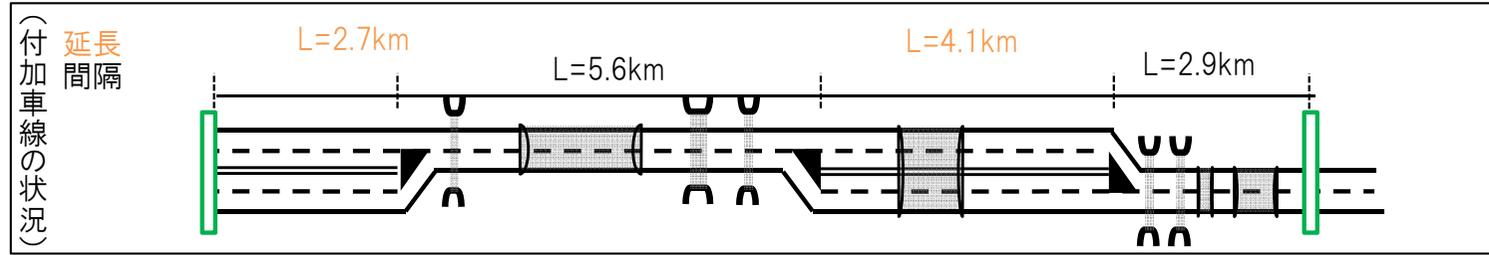


○ ETC2.0プローブデータを用いて蒜山IC～江府IC間における速度低下の状況を分析



蒜山IC

江府IC



IC間延長(km)	15.3km
交通量(台/日) [3ヶ年平均:H25~H27]	8,123台/日
渋滞 [H25~H27]	1回
死傷事故 [H25~H27]	4件

死傷事故	(下り)	×	×	×	×	×	×
	(上り)				×		×

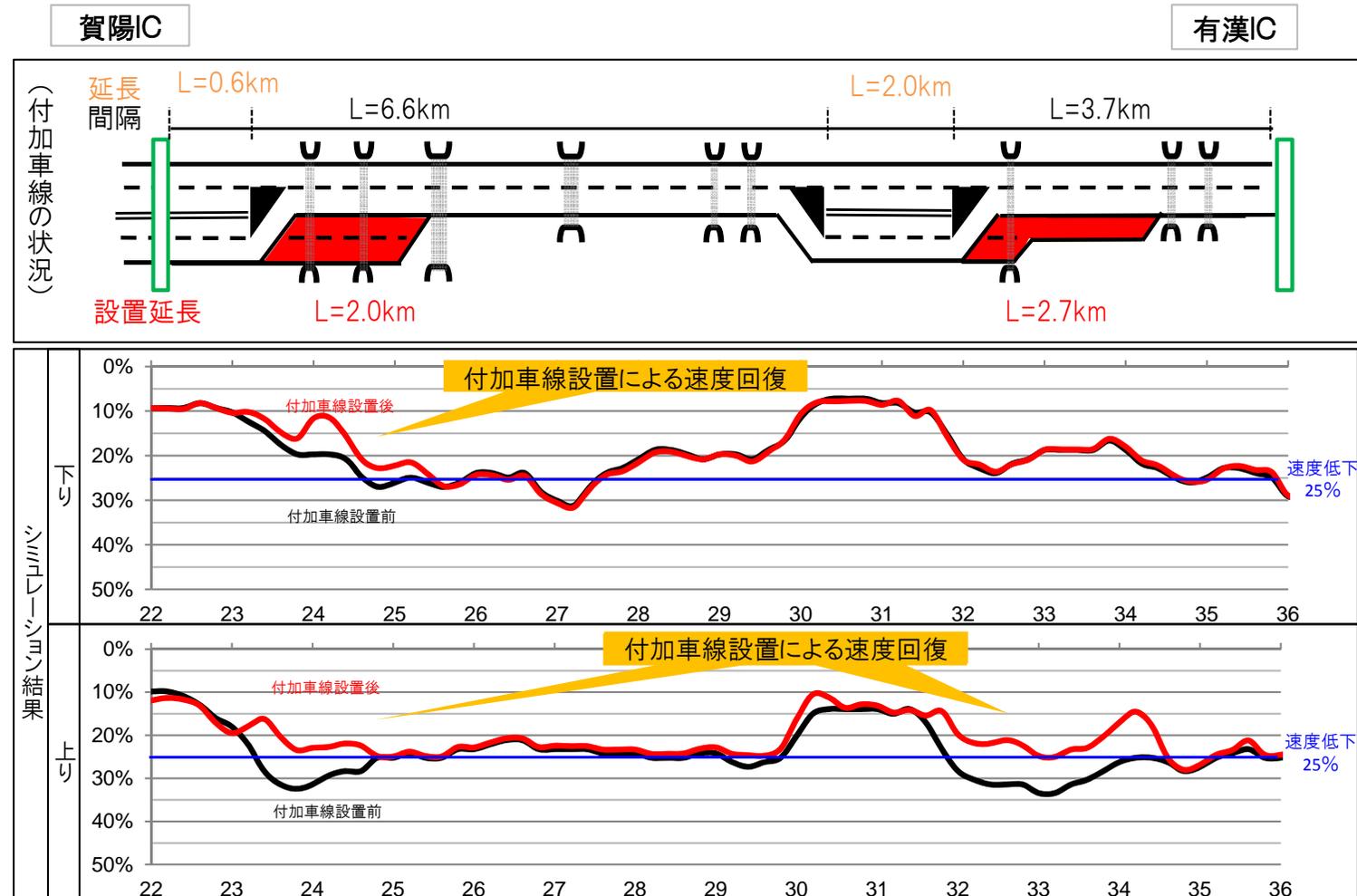
交通流シミュレーションによる確認① (岡山道 賀陽IC～有漢IC)



- 交通流シミュレーションにより、付加車線設置後の速度低下の状況を確認
- 付加車線の設置区間において、速度低下率が概ね25%以下となり、サービスレベルが向上。



交通流シミュレーションによる付加車線設置後の速度回復状況



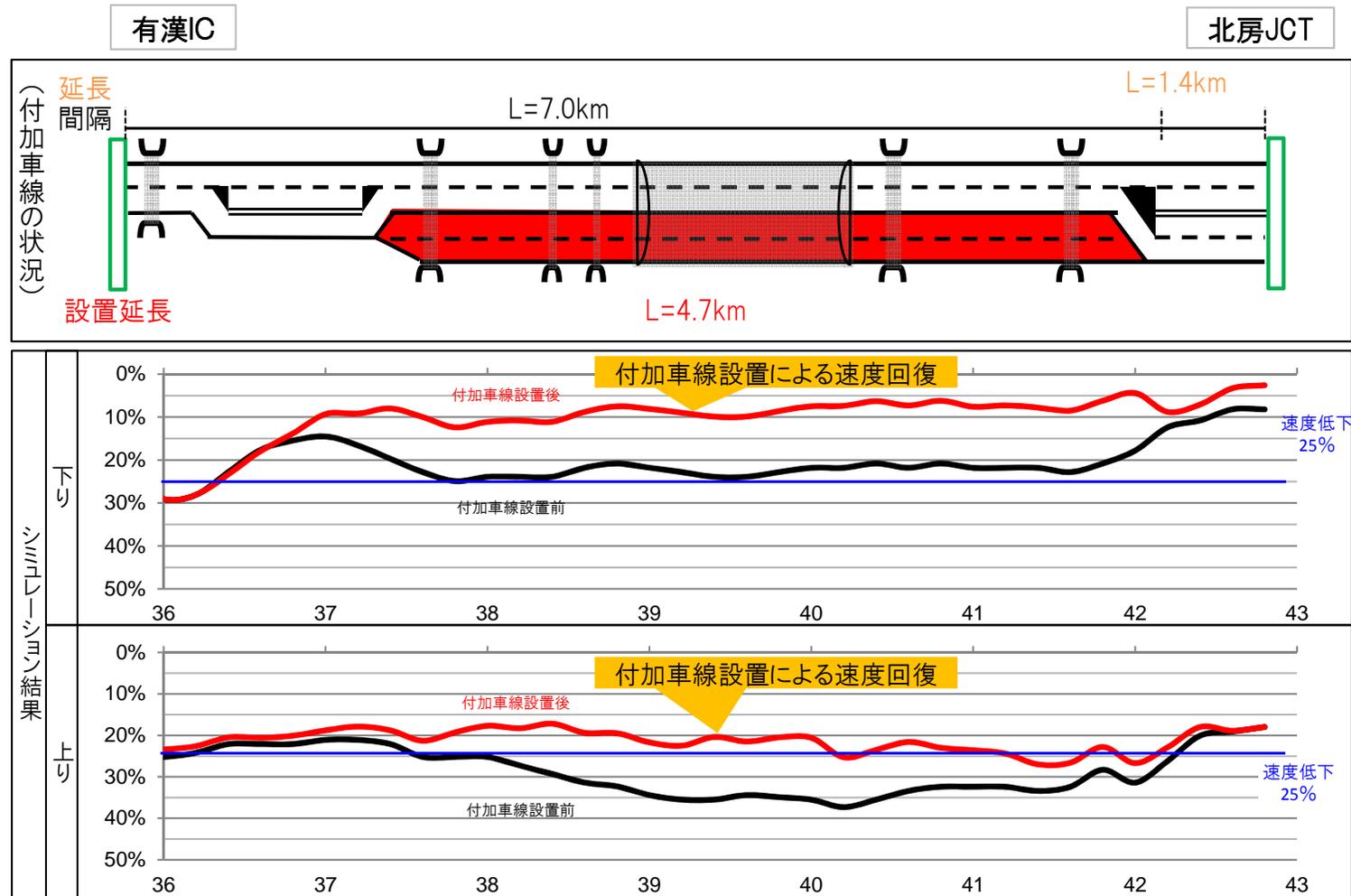
交通流シミュレーションによる確認② (岡山道 有漢IC～北房JCT)



- 交通流シミュレーションにより、付加車線設置後の速度低下の状況を確認
- 付加車線の設置区間において、速度低下率が概ね25%以下となり、サービスレベルが向上。



■ 交通流シミュレーションによる付加車線設置後の速度回復状況

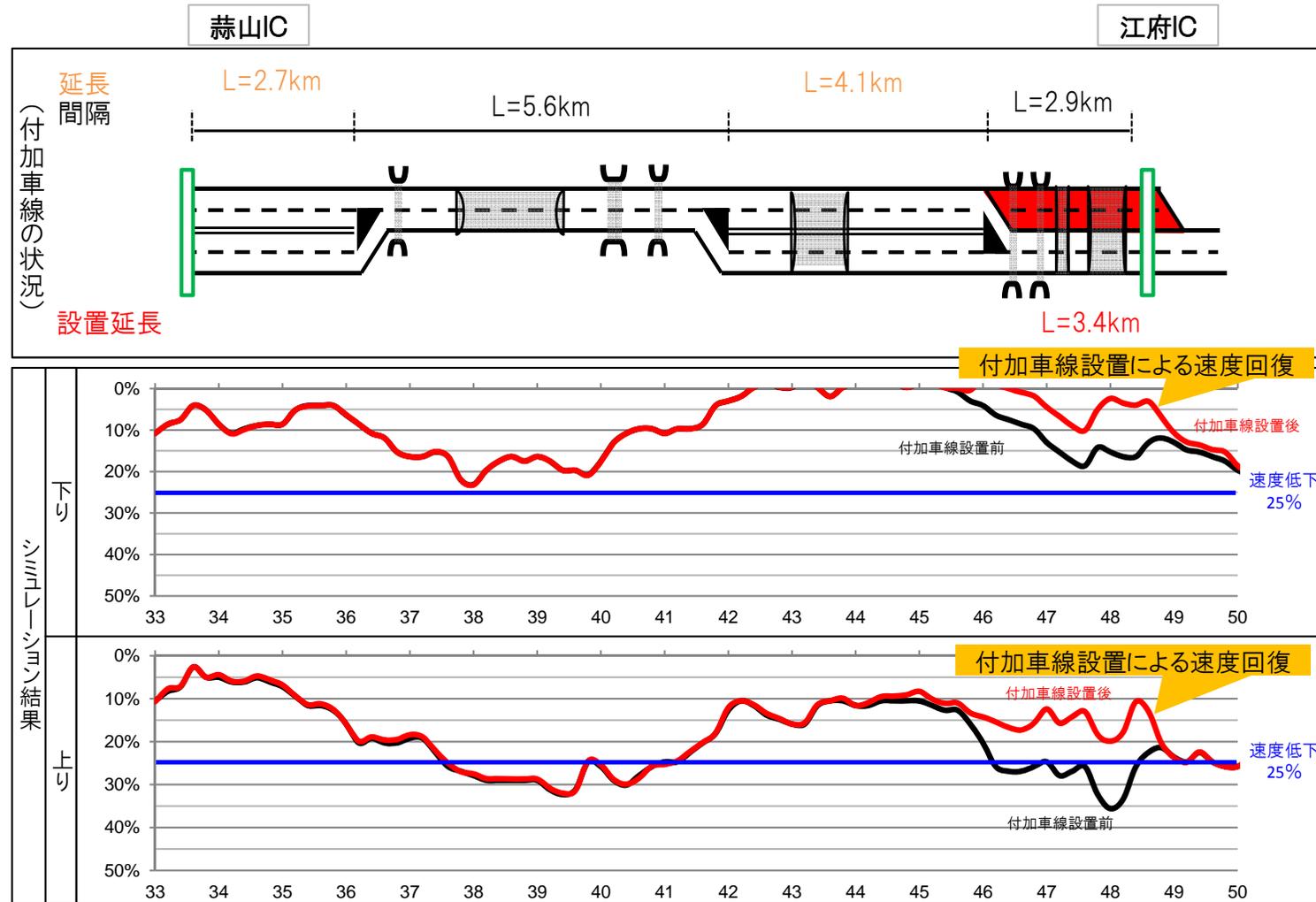


交通流シミュレーションによる確認③ (米子道 蒜山IC~江府IC)



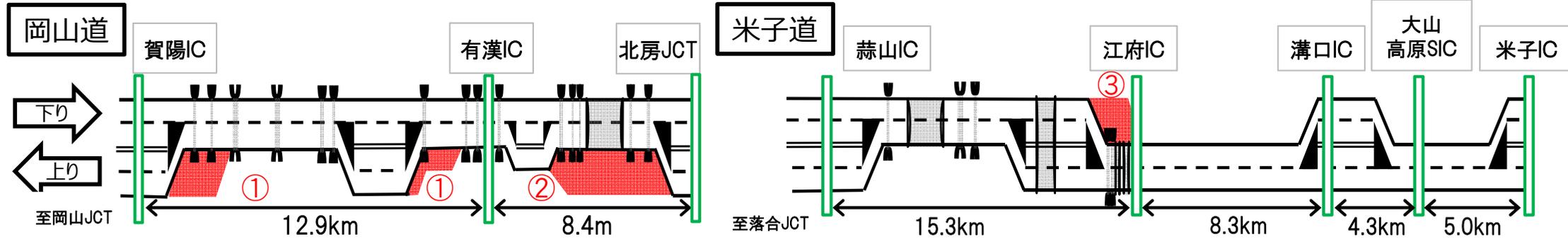
- 交通流シミュレーションにより、付加車線設置後の速度低下の状況を確認
- 付加車線の設置区間において、速度低下率が概ね25%以下となり、サービスレベルが向上。

交通流シミュレーションによる付加車線設置後の速度回復状況



付加車線試行設置箇所(案)の選定

○ 交通量や速度低下の状況等から、次のとおり付加車線試行設置箇所(案)を選定

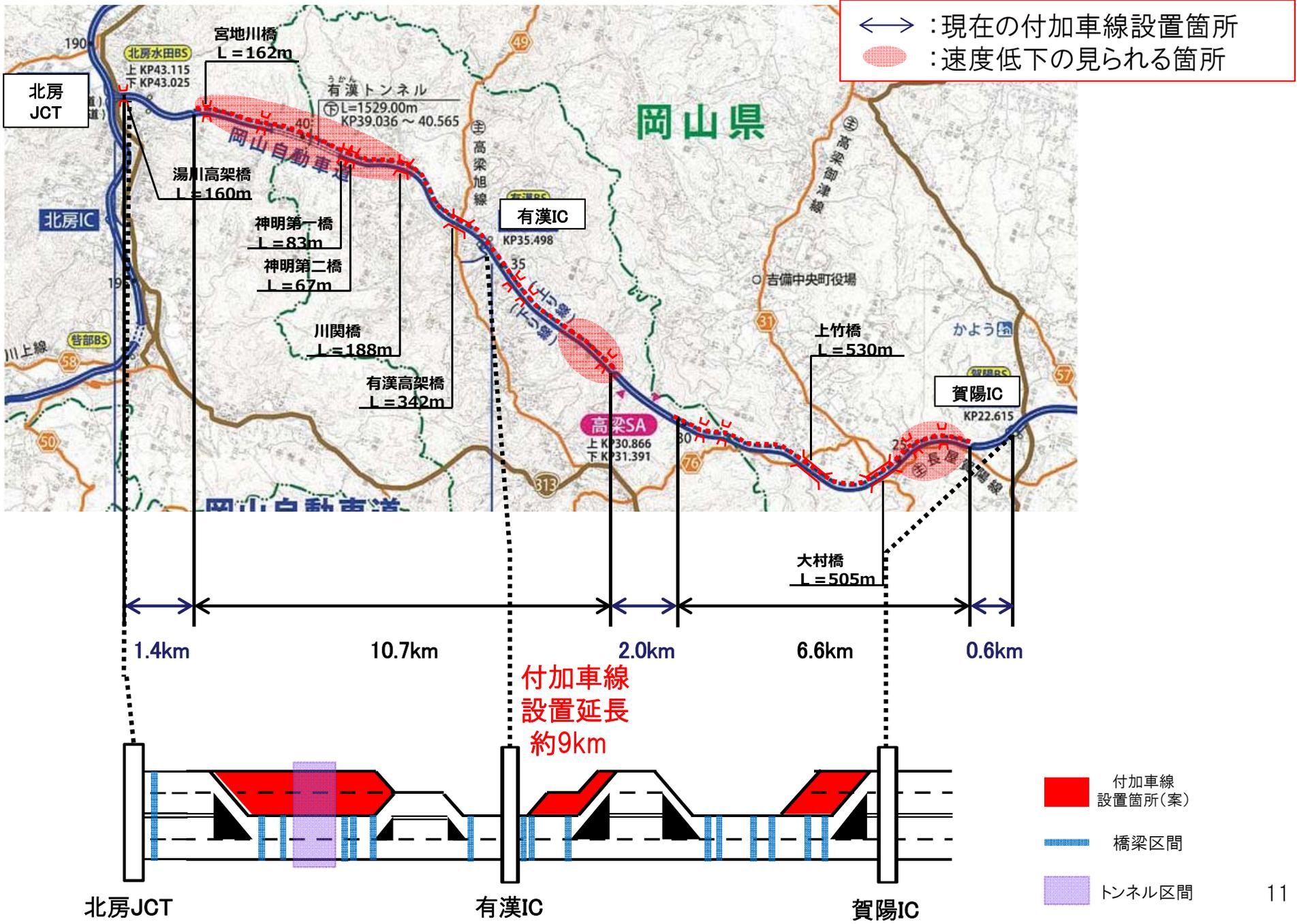


■ 付加車線試行設置箇所(案)

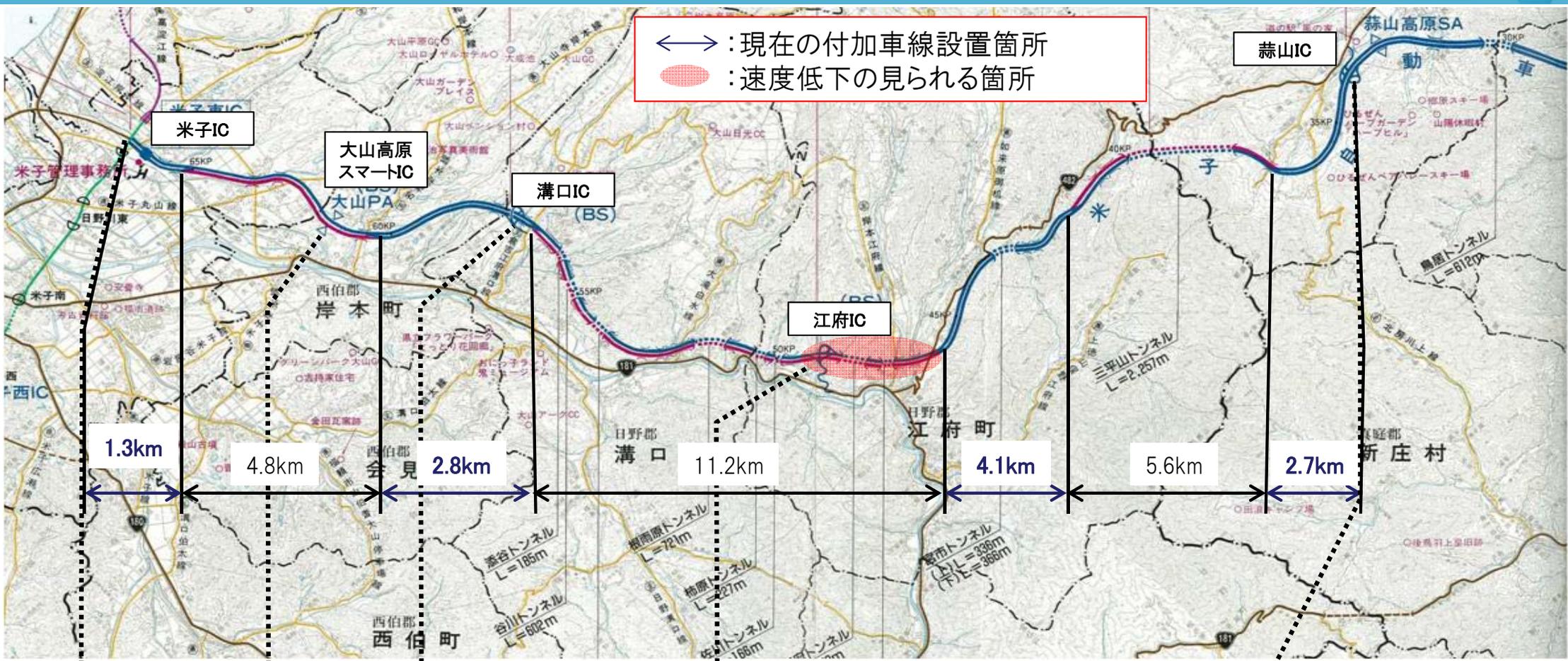
No	道路名	IC間	設置箇所(案)	選定理由
①	岡山道	賀陽～有漢	23.3KP～25.3KP 31.8KP～34.5KP	<ul style="list-style-type: none"> 著しい速度低下(▲25%以上)が発生(特に1km以上連続する速度低下を優先的に選定) 事業費の観点から、構造物(橋梁)が極力すくない区間
②	岡山道	有漢～北房JCT	37.6KP～42.3KP	<ul style="list-style-type: none"> 著しい速度低下(▲25%以上)が発生(特に1km以上連続する速度低下を優先的に選定) 道路構造(橋梁及びトンネルが連続)及び付加車線試行設置後の隣接する付加車線との間隔を考慮
③	米子道	蒜山～江府	46.0KP～49.4KP	<ul style="list-style-type: none"> 著しい速度低下(▲25%以上)が発生(特に1km以上連続する速度低下を優先的に選定) 江府ICの分合流部に伴う速度低下及び事故発生リスクの解消

※上記区間を基本として、今後、道路構造等を踏まえ詳細な設計を行うもの。

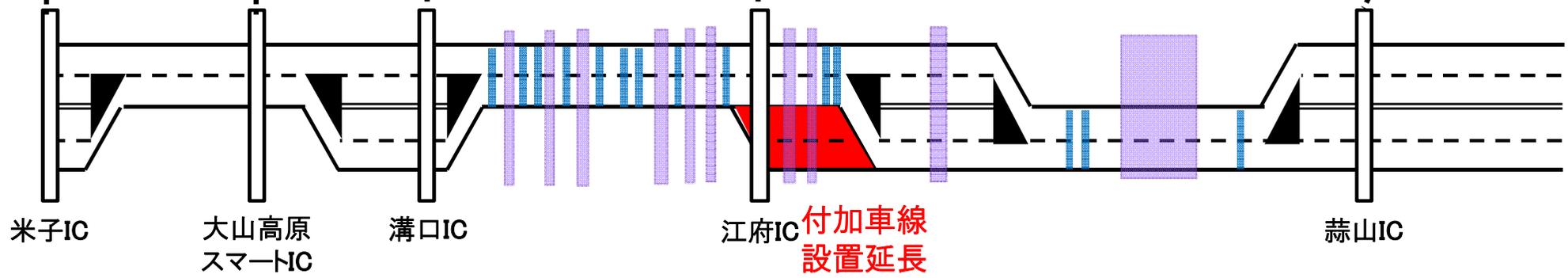
〔参考〕付加車線設置箇所(案)【岡山自動車道(賀陽IC～北房JCT)】



[参考]付加車線設置箇所(案)【米子自動車道(蒜山IC~米子IC・JCT)】



↔ : 現在の付加車線設置箇所
 (Red hatched area) : 速度低下の見られる箇所



付加車線
設置延長
約3km

■ 付加車線設置箇所(案)
▬ 橋梁区間
■ トンネル区間

鳥取県幹線道路協議会規約

- (名称)
第1条 本会は「鳥取県幹線道路協議会」(以下本協議会と称す)と称する。
- (目的)
第2条 本協議会は、鳥取県内における幹線道路の計画の策定・調整及び道路行政に関する啓発活動を行うことを目的とする。
- (組織)
第3条 本協議会は、前条の目的に関係ある官公署団体をもって組織し、委員会及び幹事会により構成する。
- 2 委員長は鳥取県県土整備部長、幹事長は鳥取県道路課長とする。
 - 3 委員及び幹事については、別紙に定めるとおりとするが、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。
 - 4 本協議会は、道路に関する専門的事項や地域の課題を調査検討するため、委員長が必要と認めるときは部会及び分科会をおくことができる。
 - 5 本協議会は、必要に応じて地域住民からの意見を聴取するため、公聴会、意見募集を行うとともに、有識者からの意見を聴取するための懇談会を適宜実施することができる。
- (事業)
第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (イ) 鳥取県内における幹線道路に関する計画調整事項。
 - (ロ) 本協議会の趣旨を周知させるための啓発宣伝に関する事項。
 - (ハ) その他本協議会の目的達成に必要と認められる事項。
- (運営)
第5条 本協議会の委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- (事務局)
第6条 本協議会の事務局は、鳥取県県土整備部道路課に置く。
- (規約の改正)
第7条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

(付則)

岡山県幹線道路協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「岡山県幹線道路協議会」（以下「本協議会」と称する。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、岡山県内における幹線道路の計画の策定・調整及び道路行政に関する啓発活動を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 本協議会は、前条の目的に関係ある官公署団体をもって組織し、委員会及び幹事会により構成する。

2 委員長は岡山県土木部長、幹事長は岡山県道路建設課長とする。

3 委員及び幹事については、別紙に定めるとおりとするが、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

4 本協議会は、道路に関する専門的事項や地域の課題を調査検討するため、委員長が必要と認めるときは部会及び分科会をおくことができる。

5 本協議会は、必要に応じて地域住民からの意見を聴取するため、公聴会、意見募集を行うとともに、有識者からの意見を聴取するための懇談会を適宜実施することができる。

（事業）

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

（イ）岡山県内における幹線道路に関する計画調整事項。

（ロ）本協議会の趣旨を周知させるための啓発宣伝に関する事項。

（ハ）その他本協議会の目的達成に必要なと認められる事項。

（運営）

第5条 本協議会の委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

（事務局）

第6条 本協議会の事務局は、岡山県土木部道路建設課に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

（付則）

この規約は平成 13 年 12 月 26 日から施行する。